

令和6年度 吉野川市まちづくりプロジェクト応援事業補助金募集要項

1 事業の目的

本事業は、市民が中心となりまちづくりを展開する新たな取り組みを応援し、本市の持続的な地域の活性化及び賑わいの創出を図ることを目的とします。

2 事業の概要

本事業は、個人又は団体が提案するまちづくりに対して意欲的な事業を募集し、採択された事業について、ふるさと納税の仕組みにより資金を調達する「ガバメントクラウドファンディング®」を活用し寄附金を募ります。集まった寄附金を翌年度に補助金（寄附金から必要経費を差し引いた額）として交付します。

3 補助金の交付対象者

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 個人にあつては、市内に住所を有する方で、原則として年齢が20歳以上であること。
- (2) 団体にあつては、市内に在住し、通勤し、又は通学する者3人以上で構成されていること。
- (3) 代表者及び法人に市町村税の滞納がないこと。
- (4) 政治活動及び宗教活動を主たる目的として活動するものでないこと。
- (5) 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号指定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

4 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が吉野川市内で実施する事業であつて、【10 審査の実施】に定める審査により採択を受けたものとします。ただし、次に掲げるものを除きます。

- (1) 事業に要する経費が50万円未満のもの
- (2) 従来から行われているものをそのまま実施するもの
- (3) 法令等に違反するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの

5 補助対象事業の実施期間

補助対象事業の実施期間は、令和7年4月1日以後の補助金の交付決定日から事業の完了した日又は令和8年3月31日までのいずれか早い日までとします。

※実施期間外に支払った経費は、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。

6 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する次の経費（領収書等により支払が確認できるものに限る。）とします。

補助対象経費	内容
報償費	講師、専門家等、補助事業協力者等への報償・謝礼
旅費	講師、専門家等を招へいするための交通費、宿泊費
消耗品費	消耗品の購入、燃料費等
印刷製本費	資料等の印刷費用
通信運搬費	電話料、郵送料等
使用料及び賃借料	会場借上料、コピー使用料、リース・レンタル料等
広告宣伝費	新聞、雑誌への掲載料等
委託費	専門機関等への調査委託等
備品購入費	購入単価が1万円を超える備品
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

※次に掲げる経費は対象となりませんので、ご注意ください。

- (1) 事業実施に直接関わらない経常的な団体の運営費
- (2) 団体の構成員に対する人件費及び報償費等
- (3) 飲食費

7 寄附金の目標金額

【10 審査の実施】に定める審査により、補助対象事業として採択を受けた後に、補助対象事業1件につき300万円（個人は100万）を上限としてガバメントクラウドファンディング®を実施します。なお、審査により応募時の金額から変更してガバメントクラウドファンディング®を実施する場合があります。

8 応募に必要な提出書類

応募に必要な書類は次のとおりです。

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 応募申請書（様式第1号）	
<input type="checkbox"/> 企画提案書（様式第2号）	
<input type="checkbox"/> 団体構成員名簿（様式第3号）	※団体のみ
<input type="checkbox"/> 収支計画書（様式第4号）	
<input type="checkbox"/> 目標金額設定シート（様式第5号）	
<input type="checkbox"/> 団体の定款、規約、会則等の写し	
<input type="checkbox"/> 代表者及び構成員の本人確認書類の写し	
<input type="checkbox"/> 市税等の納付状況調査同意書	
<input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本	※法人の場合のみ
<input type="checkbox"/> その他必要書類（経費の根拠となる見積書等）	

※その他書類の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

9 応募書類受付期間

- (1) 応募受付期間 令和6年4月1日（月） から 令和6年5月31日（金） まで
- (2) 受付時間 土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで
- (3) 応募方法 受付期間に必要な書類を商工観光課に持参又は郵送により提出（FAXやメールによる提出は不可とします）。
郵送による応募の場合は、令和6年5月31日（金）当日消印有効
- (4) 提出先 〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市役所 東館1階 産業経済部商工観光課
電話 0883-22-2226

10 審査の実施

- (1) 審査方法
ア 提出いただいた応募書類等に基づき、書類審査（1次審査）を実施します。
イ 1次審査の結果は、全ての応募者に通知し、市が設置する吉野川市まちづくりプロジェクト応援事業補助金審査会において、事業内容のプレゼンテーション審査（2次審査）を行い、採択事業を決定します。

(2) 審査項目及び審査基準

ア 書類審査（1次審査）

1 応募内容が募集要項に則したものであるか。 ・ 応募者が要件を満たしているか。 ・ 事業内容が地域活性化や賑わいの創出に寄与するものであるか。
2 事業計画に実現可能な内容となっているか。 ・ 事業期間内に事業を完了することができる内容となっているか。 ・ 収支計画で事業を実施し、完了することができるか。 ・ 寄附金の目標金額に達しない場合でも、事業規模を縮小するなどして、事業を実現できるか。

イ プレゼンテーション審査（2次審査）

審査項目	審査内容
公益性	・ 事業の効果が特定の個人や組織のみでなく、広く市民、地域社会に波及効果が期待できるものか。 ・ 市が支援することが妥当か、正当性はあるか。
発展性・継続性	・ 将来的に新しい展開につなげるなどの計画が立てられているか。 ・ SDGs※の視点を取り入れ、継続性を目指す内容となっているか。 ・ 事業継続のための自立的な運営方法を検討しているか。
実現可能性	・ 実現が可能な事業計画やスケジュールであるか。 ・ 事業実施に必要な体制（従事者数、関係機関等との協力体制等）に無理がないか。
経費の妥当性	・ 資金計画が妥当であり、自らの資金確保についても考えているか。 ・ 寄附金の目標金額に達しない場合の資金計画はあるか。
クラウドファンディングとの親和性	・ 多くの方の共感を得られる事業内容であるか。 ・ 資金調達に向けた情報発信に対する意欲やネットワーク力があるか。

※ SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2015年国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

11 採択後の手続き等

- (1) 採択されたプロジェクトは、審査会で決定した寄附金の目標金額でガバメントクラウドファンディング®を実施するため、「ふるさとチョイス」等のウェブサイトに掲載する活動PR用の説明文章や動画等を作成いただき、市がその内容を確認します。
- (2) ガバメントクラウドファンディング®を実施する間、目標金額達成を目指し、積極的に広報活動を行っていただきます。市からも広報誌やホームページ、SNS等で広報活動を行います。プロジェクト提案者から広報活動が行われないと、寄附が集まらないといった結果を招いてしまいます。
ガバメントクラウドファンディング®を実施すれば、寄附が集まるものではありません。目標達成には身近な方の支援の輪を広げていくことが重要となります。
- (3) ガバメントクラウドファンディング®実施後は、市から補助対象者へ補助金の交付予定額を内示します。
- (4) 補助対象者は、令和7年4月1日以後に市が指定する様式で補助金の交付申請を行ってください。
- (5) 市から交付決定通知書を送付します。

12 寄附者への返礼品等

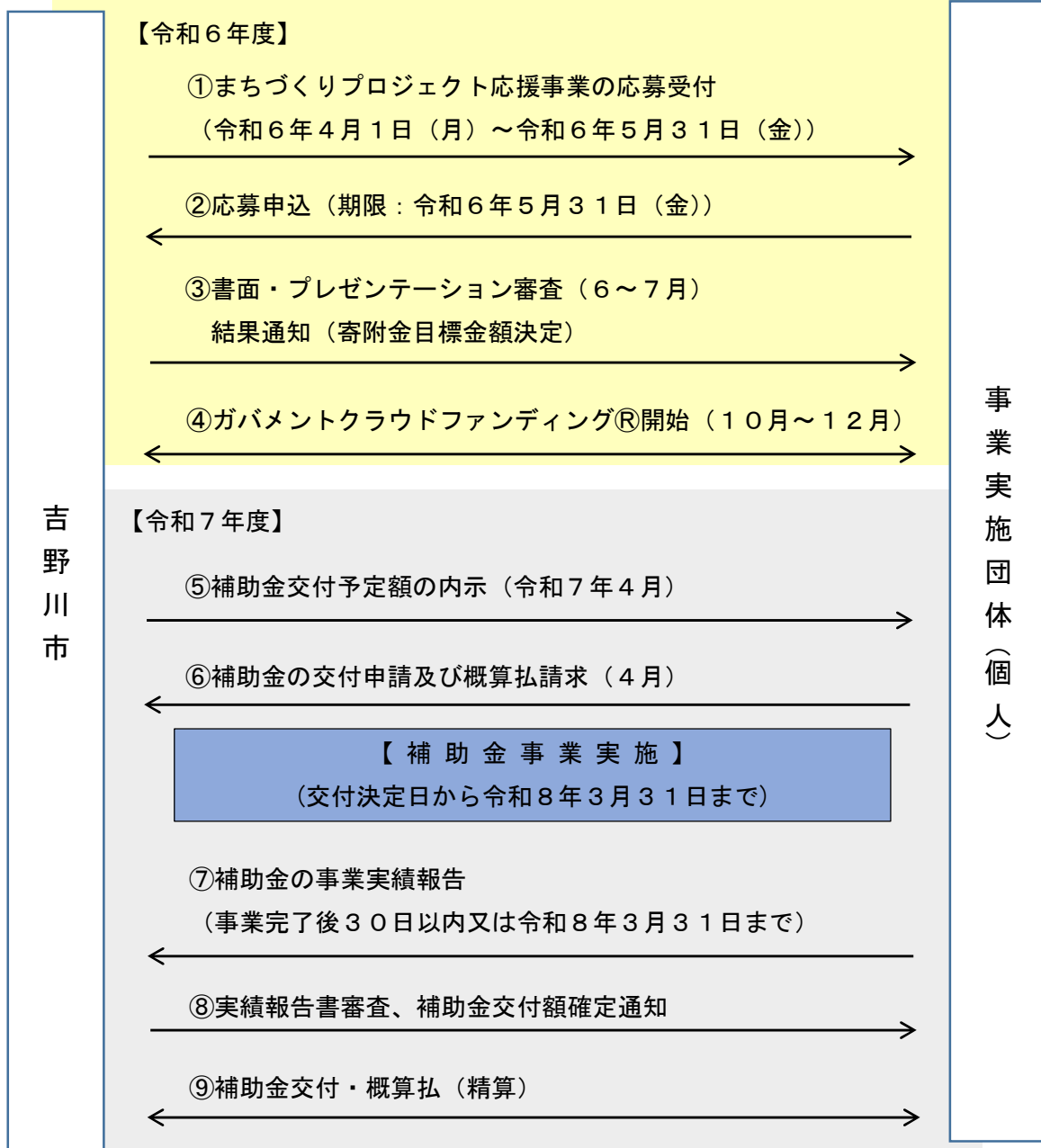
- (1) 寄附者への返礼品は、吉野川市ふるさと納税推進事業要領に基づき送付します。
- (2) ふるさと納税の制度上、吉野川市内に住民票を有する寄附者に対しては、返礼品の提供を行うことはできません。
- (3) 寄附者に対する返礼品については、市がふるさとチョイスに掲載している返礼品の中から選択していただきます。
- (4) プロジェクト提案者が自ら準備したものを返礼品として提供する場合は、返礼品として承認する必要がありますので、応募時に商工観光課にご相談ください。

13 その他の留意事項

- (1) 応募に係る費用は、全て応募者の負担となります。
- (2) 応募書類は、審査のみに使用し、公開はしません。なお、提出書類は返却しません。
- (3) 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めません。
- (4) 応募状況、審査結果等に関する問合せは応じられませんので、ご了承ください。
- (5) 補助対象経費は、事業として明確に区分できるものであり、その必要性及び妥当性が証拠書類によって明確に確認できるものとします。
事業計画に記載した経費で交付決定を受けたものであっても、実績報告後の審査において市が対象外と判断した場合は、自己資金等で対応していただきます。
- (6) 事業の実施状況について、市からの聴取にご協力いただきます。

- (7) 採択時や事業終了時に採択団体・個人の名称、事業計画の名称及び概要、事業実績等について、市のホームページ等で公表します。また、事業内容及び成果について、市等が制作する各種発行物等への記事掲載や行事の場での展示、会議等における報告等にご協力いただく場合があります。
- (8) 補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないでください。ただし、補助金等の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案し、市長が定める期間を経過した場合は、この限りではないものとします。
- (9) 事業の実施期間中や事業終了後の検査等において、不適切な事項が判明した場合は、補助金の交付決定を取消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (10) 事業実施に当たっては、吉野川市まちづくりプロジェクト応援事業補助金交付要綱及び募集要項の内容を遵守してください。要綱等に定めのない事項については、市と補助対象者で協議した上で、決定することとします。
- (11) 事業実施に伴う成果物や経理書類等は、事業終了後5年間保存してください。

14 スケジュール



【問い合わせ】※お気軽にご相談ください。

吉野川市産業経済部商工観光課 商工振興係

TEL 0883-22-2226

FAX 0883-22-2237

E-mail shoukougankou@yoshinogawa.i-tokushima.jp